

2020年
7月6日号

AIをめぐる知的財産法制と情報法制 —DX時代の本格化を迎えて—

執筆者: 矢嶋 雅子、向井 飛翔、中田 マリコ

一 はじめに

近時、デジタル技術により社会の変革をもたらすというデジタルトランスフォーメーション(DX)が進展しています。

DXにおいては、データの取扱いが最大の問題となります。情報をめぐる法制は、DX時代を迎えてこれまでにない様々な論点に新たに直面しています。情報をめぐる法制としては、知的財産法制、個人情報保護法制、不正競争防止法などが代表的ですが、これらの法制においても、デジタル化に伴う新たな論点が多数生起しています。

そこで、本ニュースレターでは、DX分野における最重要技術の1つである人工知能(Artificial Intelligence、以下「AI」といいます。)を例として、日本の情報をめぐる法制上の諸論点について簡単に紹介します。

AIは、既に音声認証や顔認証などで利用されていますが、DX時代においては、膨大な画像やデータの分析により様々な付加価値を提供したり¹、人が行う作業²を代替して生産性を向上させたりといった利用が期待されます。このように、AIはDX推進の鍵を握る重要な技術であり、今後ますますの利用が予想されますが、そのためには、技術の進展もさることながら、AIの利用を促す法制度の整備が重要になります。他方で、人間を超える能力を持つAIの利用による弊害や課題にどう対処するかという点も問題です。

¹ 例えば、画像分析による疾病の早期発見や、利用者の支払能力に関する情報の分析による与信判断などが考えられます。なお、後者に関連して、クレジットカードの利用限度額について蓄積されたデータなどに基づく高度な限度額審査の手法を創設する割賦販売法の改正法案が2020年6月16日に可決・成立し、同月24日に公布されました。

² 例えば、商品の検品作業やインフラの点検などが考えられます。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

二 AI ガバナンスをめぐる動向

AIは、社会に様々な効用をもたらす一方で、今までに存在していなかった技術であるが故に、社会に思わぬ弊害をもたらす可能性が考えられます。また、AIが普及するためには、AIが社会に受け入れられるための基盤が整備されることも重要です。このような観点から、近時、AIに関する様々な原則やガイドラインが策定・公表されています。

1 人間中心の AI 社会原則

2019年3月、政府の統合イノベーション戦略推進会議において「人間中心の AI 社会原則」³が策定・公表されました。

人間中心の AI 社会原則は、Society 5.0⁴の実現への貢献が期待される技術である AI について、AI を有効に活用して社会に便益をもたらしつつ、ネガティブな側面を事前に回避又は低減するためには、「AI-Ready な社会」⁵への変革を推進する必要があると述べた上で⁶、「AI-Ready な社会」を実現し、AI の適切で積極的な社会実装を推進するための基本原則として、①プライバシー確保の原則など⁷、AI が社会に受け入れられ適正に利用されるため、社会(特に、国などの立法・行政機関)が留意すべき「AI 社会原則」、及び②AI の研究開発と社会実装に従事する開発・事業者側が留意すべき「AI 開発利用原則」を提示しています⁸。

2 AI 開発ガイドライン案

2017年7月、総務省の AI ネットワーク社会推進会議において「[国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案](#)」(以下「AI 開発ガイドライン案」といいます。)が策定・公表されました。

AI 開発ガイドライン案は、AI ネットワーク化の健全な進展を通じて AI システムの便益の増進とリスクの抑制を図ることにより、利用者の利益を保護するとともにリスクの波及を抑止し、人間中心の智連社会⁹を実現することを目的としており¹⁰、AI 開発原則として、①連携の原則、②透明性の原則、③制御可能性の原則、④安全の原則、⑤セキュリティの原則、⑥プライバシーの原則、⑦倫理の原則、⑧利用者支援の原則、及び⑨アカウントビリティの原則という9の原則を提示しています¹¹。

³ <https://www8.cao.go.jp/cstp/aigensoku.pdf>

⁴ 人間中心の AI 社会原則では「Society5.0 とは、情報社会(Society4.0)に続く、我が国が目指すべき未来社会の姿である。Society5.0 で実現する社会とは、AI、IoT(Internet of Things)、ロボット等先端技術が社会に実装され、今までにない新たな価値を生み出し、多様な人々がそれぞれの多様な幸せを尊重し合い、実現でき、持続可能な人間中心の社会である。」と述べられています(人間中心の AI 社会原則 1 頁)。

⁵ 社会全体が AI による便益を最大限に享受するために必要な変革が行われ、AI の恩恵を享受している、又は、必要な時に直ちに AI を導入しその恩恵を得られる状態にある、「AI 活用に対応した社会」を意味します(人間中心の AI 社会原則 3 頁)。

⁶ 人間中心の AI 社会原則 1 頁。

⁷ その他に、①人間中心の原則、②教育・リテラシーの原則、③セキュリティ確保の原則、④公正競争確保の原則、⑤公平性、説明責任及び透明性の原則、⑥イノベーションの原則も挙げられています。なお、松本絢子＝渡邊純子「AI 社会 7 原則が企業行動に与える影響－説明責任を中心に－」[西村あさひ法律事務所ロボット/AI ニュースレター2018 年 12 月号](#)も参照。

⁸ 人間中心の AI 社会原則 8 頁以下。

⁹ AI ネットワーク化の進展の結果として、人間が AI ネットワークと共生し、データ・情報・知識を自由かつ安全に創造・流通・連結して「智のネットワーク」(Wisdom Network)を構築することにより、あらゆる分野におけるヒト・モノ・コト相互間の空間を越えた協調が進展し、もって創造的かつ活力ある発展が可能となる社会を意味します(AI 開発ガイドライン案 3-4 頁)。

¹⁰ AI 開発ガイドライン案 3-4 頁。

¹¹ AI 開発ガイドライン案 6 頁以下。

3 AI 利活用ガイドライン

2019年8月、総務省のAIネットワーク社会推進会議において「[AI 利活用ガイドライン～AI 利活用のためのプラクティカルリファレンス～](#)」(以下「AI 利活用ガイドライン」といいます。)が策定・公表されました。

AI 利活用ガイドラインは、AI ネットワーク化の健全な進展を通じて、AI の便益の増進とリスクの抑制を図り、AI に対する信頼を醸成することにより、AI の利活用や社会実装が促進することを目的としており¹²、AI 利活用原則として、①適正利用の原則、②適正学習の原則、③連携の原則、④安全の原則、⑤セキュリティの原則、⑥プライバシーの原則、⑦尊厳・自律の原則、⑧公平性の原則、⑨透明性の原則、及び⑩アカウントビリティの原則という10の原則を提示しています¹³。

三 AI と知的財産法制

AI の開発は、AI プログラムの開発、学習用データセットの作成、学習用データセットによる AI プログラムの学習、学習済みモデルの作成という流れを経るのが一般的ですが、知的財産法制との関係で想定される論点は、大きく分けると、①AI それ自体が知的財産として保護されるか、また、開発された AI が生成する生成物(以下「AI 生成物」といいます。)が知的財産として保護されるかという点と、②AI の開発と第三者の知的財産権との調整をどう図るか、という点に分けられます。

1 ガイドラインにおける各種原則と知的財産法

(1) 「連携の原則」

前記二で紹介した原則やガイドラインの中で知的財産に直接言及しているのが、AI 開発ガイドライン案において提示されている「連携の原則」です。

「連携の原則」とは、開発者に対して、AI システムの相互接続性と相互運用性に留意するよう求めるものであり、その中では「AI の開発に関連する知的財産に関し、保護と利活用のバランスに配慮しつつ、標準必須特許など AI システムと他の AI システム等との相互接続性・相互運用性の確保に資する知的財産権のライセンス契約及びその条件についてオープンかつ公平な取扱いを図るよう努めること」とされています¹⁴。したがって、AI それ自体の知的財産による保護に加え、ライセンスなどを通じた相互連携も AI 開発においては重要になります。

なお、上記に関連して、2018年6月、経済産業省が「[AI・データの利用に関する契約ガイドラインーAI 編](#)」(以下「AI 契約ガイドライン」といいます。)を策定・公表しています。AI 契約ガイドラインは、AI 技術を利用したソフトウェアについて、その特性を踏まえた上で、開発・利用契約を作成するにあたっての考慮要素、トラブルを予防する方法などについての基本的な考え方を提示したものであり¹⁵、具体的には、ユーザが提供するデータを元にベンダが学習用データセットを生成した上で学習済みモデルを生成するというケースを想定して、成果物に係る知的財産権の帰属や利用条件などを定めたソフトウェア開発契約書のモデル契約¹⁶などが提示されています。

¹² AI 利活用ガイドライン 5 頁。

¹³ AI 利活用ガイドライン 9 頁以下、13 頁以下。

¹⁴ AI 開発ガイドライン案 7-8 頁。

¹⁵ AI 契約ガイドライン 2 頁。

¹⁶ AI 契約ガイドライン 102 頁以下。

(2) 「適正学習の原則」

また、知的財産に直接言及しているわけではないものの知的財産との関係で留意が必要になるのが、AI 利活用ガイドラインにおいて提示されている「適正学習の原則」です。

「適正学習の原則」とは、AI システムの学習などに用いるデータの質に留意するよう求めるものです¹⁷。知的財産との関係では、「自らデータを収集する際には、データに付随する権利に留意する」とされている¹⁸ことから、データの収集にあたっては、知的財産をはじめとするデータに関する権利に留意する必要があります。

なお、上記に関連して、2019 年 12 月、経済産業省が「[AI・データの利用に関する契約ガイドライン—データ編—](#)」(以下「データ契約ガイドライン」といいます。)の改訂版(1.1 版)を公表しています。データ契約ガイドラインは、データ契約¹⁹について、幾つかの類型毎に主な課題や論点を提示しつつ、広く国民が利用しやすい契約条項例や条項作成時の考慮要素などを示すことで、その取引費用を削減し、データ契約の普及を図り、ひいてはデータの有効活用を促進することを目的としており²⁰、データの保護に関する知的財産権の概要などがまとめられています²¹。また、AI との関係では、AI 技術を利用したソフトウェアの開発前期におけるデータの取得と加工の過程や、AI 技術を利用したソフトウェアの学習に利用される学習用データセットや学習済みモデルに含まれる学習済みパラメータの取扱いに関して、データ契約ガイドラインにおける派生データ²²などに関する一般的な取扱いの議論が参考になります²³。

2 AI プログラムと知的財産法

AI プログラムは、ニューラルネットワーク構造などをコンピュータに対する指令であるプログラムとして記述したものですので、プログラムの著作物として保護される可能性があります。また、AI プログラムは、発明であることなどの特許法上の要件を満たす場合、物の発明として保護されます。さらに、秘密として管理されており、かつ、公然と知られていないものであるなどの不正競争防止法上の要件を満たす場合、AI プログラム自体が営業秘密として保護されることとなります。

他方、AI の開発の際に他の AI プログラムのリバース・エンジニアリングを行うことが考えられますが、プログラムの内容を知るために必要な限度での解析行為については著作権侵害にならないと考えられています。もっとも、著作物である AI プログラムに施された技術的保護手段を回避して当該 AI プログラムを複製する場合は、著作権侵害になると考えられます。

3 学習用データセットと知的財産法

AIを開発・利用するためには、膨大なデータを収集・加工して作成する学習用データセットを用いて AI プログラムに学習させることが不可欠です。そこで、①学習用データセット自体が知的財産として保護されるか、また、②学習用データセットの作成がデータ保有者の権利を侵害しないかといった点が問題となります。

¹⁷ AI 利活用ガイドライン 15 頁-16 頁。

¹⁸ AI ネットワーク社会推進会議「[AI 利活用原則の各論点に対する詳説](#)」(令和元年 8 月 9 日)9 頁。

¹⁹ データの利用、加工、譲渡その他取扱いに関する契約をいいます(データ契約ガイドライン 1 頁)。

²⁰ データ契約ガイドライン 1 頁。

²¹ データ契約ガイドライン 14-16 頁。

²² 派生データとは、データ提供者からデータ受領者に対して提供されるデータを加工、分析、編集、統合などすることによって新たに生じたデータをいいます(データ契約ガイドライン 1 頁、27 頁)。

²³ データ契約ガイドライン 13 頁。例えば、派生データの利用権限や知的財産権の帰属に関する議論などが紹介されています(データ契約ガイドライン 31-32 頁参照)。

(1) 学習用データセットの保護

AI プログラムに学習させるためにデータを選別・加工して作成する学習用データセットは、最終的な AI の性能に大きな影響を及ぼす重要なものであり、また、データを選別・加工に相応の労力やノウハウが必要になるため、それ自体が知的財産として保護を受けられないかが問題となりますが、学習用データセットは、情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するデータベースである場合には、データベースの著作物として保護される可能性があります。

また、学習用データセットは、秘密として管理されており、かつ、公然と知られていないものであるなどの不正競争防止法上の要件を満たす場合には、営業秘密として保護されるほか、取引等を通じて第三者に提供されているなど秘密として管理されているとは必ずしも言えないような場合であっても、業として特定の者に対して提供する情報として電磁的方法により管理されているなどの不正競争防止法上の要件を満たす場合には、限定提供データとして保護されるものと思われます²⁴。

(2) AI の学習とデータ保有者の権利

次に、学習用データセットの作成にあたってデータを利用する場合には、当該データのオリジナルの保有者の権利に配慮する必要があります。

まず、オリジナルの保有者が保有するデータが著作物に該当する場合には²⁵、当該著作権との関係が問題となります。もっとも、著作権法上、他人の著作物を利用するに際し、情報解析の用に供する場合その他の著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、著作権者の利益を不当に害することとならない限り、その必要と認められる限度において、著作物を利用することができることとされており²⁶、AI の開発に関し AI が学習するためのデータの収集行為などは、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為に該当するとされています²⁷。かかる規定に従えば、AI に学習させるために学習用データセットを作成する場合は、著作権者の同意を得ることなく、著作物であるデータを利用することができることが多いと考えられます²⁸。

また、当該データが営業秘密や限定提供データに該当する場合は、不正競争防止法違反にならないよう留意が必要です。

4 学習済みモデルと知的財産法

学習済みモデルは、学習用データセットにより AI プログラムを学習させることで生成され、一般的には、プログラム及び学習済みパラメータの両方を含むものとされています。学習済みモデルについても、①それ自体が知的財産として保護されるか、また、②既存の学習済みモデルを利用して派生的な学習済みモデルを開発する際に、既存の学習済みモデルの開発者の権利を侵害しないかといった点が問題となります。

²⁴ 営業秘密による保護について述べるものとして、福岡真之介編著『AI の法律と論点』(商事法務・2018 年)107 頁、限定提供データによる保護について述べるものとして、第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編『AI・ロボットの法律実務 Q&A』(勁草書房・2019 年)238 頁〔服部啓〕。なお、限定提供データに関する解釈の詳細については、経済産業省「[限定提供データに関する指針](#)」(平成 31 年 1 月 23 日)8 頁以下参照。

²⁵ 例えば、論文、音楽、絵画、写真などが考えられます。他方、株価や気温などの単なる事実、著作物には該当しません。

²⁶ 著作権法 30 条の 4。

²⁷ 文化庁著作権課「[デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方\(著作権法第 30 条の 4、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係\)](#)」7 頁、10 頁。

²⁸ 著作権法 30 条の 4 の詳細については、福岡真之介＝沼澤周「AI の学習用データセットにおける著作物の利用について—2018 年改正著作権法第 30 条の 4 の解説」[西村あさひ法律事務所ロボット/AI ニュースレター2018 年 10 月号](#)参照。

(1) 学習済みモデルの保護²⁹

著作権法との関係では、プログラム部分は、AI プログラムと同様、プログラムの著作物として保護される可能性があります。他方、パラメータ部分は、単なる数値行列として表現されるのが通常で、人間の思想、感情などの主観的要素を含まない数値の羅列であるため、基本的に著作物性が認められないと考えられます。したがって、パラメータ部分を含めて学習済みモデルを保護するためには、契約により手当てをするか、営業秘密化するなどして不正競争防止法による保護を受けることを中心に考えることとなります。

他方、特許法との関係では、発明であることなどの特許法上の要件を満たす場合、学習済みモデルは、物の発明として保護されます。

(2) 派生的な学習済みモデルと既存の学習済みモデルの開発者の権利

派生的な学習済みモデルとは、既存の学習済みモデルを利用して生成される学習済みモデルを意味しますが、特に知的財産法制上問題になるものとして、既存の学習済みモデルに異なる学習用データセットを適用して更なる学習を行うことで生成される「再利用モデル」や既存の学習済みモデルへの入力及び出力結果を新たな学習済みモデルの学習用データセットとして利用して生成される「蒸留モデル」が挙げられています³⁰。

著作権法との関係では、既存の学習済みモデルに著作権の保護を及ぼしたとしても、これらの派生的な学習済みモデルの生成は既存の学習済みモデルの著作権侵害とならない可能性が高いと考えられ、また、これらの派生的な学習済みモデルに対する権利行使は困難であると考えられています³¹。したがって、学習済みモデルを提供する先に対して何らかの制約を課したい場合には、当該提供先との間での契約による制約を試みるのが基本となります。

他方、学習済みモデルが特許権で保護されており、かつ、これらの派生的な学習済みモデルが特許発明の技術的範囲に属する場合には、権利行使が可能ということになります³²。

5 AI 生成物と知的財産法

開発された AI が実際に利用される場面では、AI 生成物に係る知的財産その他の法的権利による保護は難問となります。

著作権法との関係では、思想又は感情を創作的に表現したものが著作物である³³ため、原則として、AI 生成物は、著作権の対象にならないと考えられます³⁴。但し、AI 生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力である AI 生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」として AI を使用して当該 AI 生成物を生み出したものと考えられ、当該 AI 生成物には著作物性が認められ、その著作者は利用者となるとする考え方もあります。

²⁹ その他にも、後記の「再利用モデル」との関係で、「再利用モデル」が既存の学習済みモデルの二次的著作物(著作権法 2 条 1 項 11 号)に該当するかという点も問題となり得ます。

³⁰ AI 契約ガイドライン 15-16 頁。

³¹ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会新たな情報材検討委員会「新たな情報材検討委員会報告書—データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて—」(平成 29 年 3 月)(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2017/johozai/houkokusho.pdf)33 頁。

³² 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会新たな情報材検討委員会・前掲注 31)33 頁。

³³ 著作権法 2 条 1 項 1 号。もっとも、AI 生成物は、人による創作ではないと見分けることが難しいため、人による著作物であると偽って権利行使が行われる可能性は考えられます。

³⁴ 他方、イギリス法(Copyright, Designs and Patents Act 1988)では、コンピュータにより生成される著作物について、著作物が生成されてから 50 年間保護されることが規定されています。

多大な投資を投下して得られた AI 生成物に対しては、著作権法や特許法という枠組みではなく、別の法制度で考えるべきではないかという議論もみられます。AI 生成物の保護に関する今後の議論の動向が注目されます。

四 AI と情報法制

AI の開発や利活用にあたっては多数のデータが必要になりますが、その際には、取り扱うデータの性質に応じて、パーソナルデータやプライバシーの保護といった問題が生じます。そこで、以下では、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)の問題も含め、パーソナルデータやプライバシーとの関係での問題を簡単に紹介します。

1 ガイドラインにおける各種原則と情報法制

(1) 「プライバシーの原則」

「プライバシーの原則」は、AI 開発ガイドライン案と AI 利活用ガイドラインの両方において明記されています。

まず、AI 開発ガイドライン案における「プライバシーの原則」は、開発者に対して、AI システムにより利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮するよう求めるものであり、例えば、AI システムの利活用時におけるプライバシー侵害を回避するため、当該システムの開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で措置を講ずるよう努めるというプライバシー・バイ・デザインの考え方が示されています³⁵。

他方、AI 利活用ガイドラインにおける「プライバシーの原則」は、利用者及びデータ提供者に対して、AI システム又は AI サービスの利活用において、他者又は自己のプライバシーが侵害されないよう配慮するよう求めるものであり、具体的には、パーソナルデータの収集などの場面におけるプライバシーの尊重や、本人の同意なきパーソナルデータの流出防止のための措置の実施といった対応が求められます³⁶。

(2) 「尊厳・自律の原則」

AI 利活用ガイドラインにおける「尊厳・自律の原則」とは、利用者に対して、AI システム又は AI サービスの利活用において、人間の尊厳と個人の自律を尊重するよう求めるものであり、例えば、個人の権利・利益に重要な影響を及ぼす可能性のある分野において AI を利用したプロファイリングを行う場合には、対象者に生じる不利益などに慎重に配慮することが求められています³⁷(なお、プロファイリングをめぐるその他の問題については、後記 3 をご参照ください。)

(3) 「公平性の原則」

AI 利活用ガイドラインにおける「公平性の原則」とは、AI サービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者に対して、AI システム又は AI サービスの判断にバイアスが含まれる可能性があることに留意し、また、AI システム又は AI サービスの判断によって個人及び集団が不当に差別されないよう配慮するよう求めるものであり、具体的には、AI の学習などに用いられるデータの代表性やデータに内在する社会的なバイアスなどに留意することが期待されています³⁸。

³⁵ AI 開発ガイドライン案 10 頁。

³⁶ AI 利活用ガイドライン 20-21 頁。

³⁷ AI 利活用ガイドライン 21-23 頁。

³⁸ AI 利活用ガイドライン 23-24 頁。

2 AIと個人情報保護法

AI プログラムに学習させるデータの中に個人情報が含まれる場合、個人情報保護法との関係において、学習させるデータが個人情報などに該当するか、該当する場合はどう対応すべきかといった点が問題となります。

(1) 個人情報・個人データ・保有個人データの取扱い

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)又は個人識別符号が含まれるものをいい³⁹、典型的には、個人の顔写真などが該当します。個人情報取扱事業者⁴⁰は、個人情報について、利用目的を特定し、それを本人に通知し、又は公表するなどの義務を負います⁴¹。

個人データとは、個人情報データベース等⁴²を構成する個人情報をいいます⁴³。個人データについては、個人情報取扱事業者の義務が加重されており、特に、個人情報とは異なり、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならないこととされています⁴⁴。但し、①利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いを第三者に委託する場合、②一定の手続に従って第三者と共同して個人データを利用する場合、③いわゆるオプトアウト方式による場合などには、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することが認められます⁴⁵。なお、個人データのうち一定のものについては、保有個人データに該当し⁴⁶、本人からの開示請求や利用停止請求などへの対応などの義務が個人情報取扱事業者に課されます⁴⁷。

個人情報や個人データに該当する情報を AI に学習させるためのデータとして用いる場合、これらの個人情報保護法上の規制に留意する必要があります。この点について、例えば、医療用画像診断に用いられる AI に個々の患者の医療用画像を学習させる場合において、治療に必要なだとして取得するインフォームドコンセントの中で、本人の治療には無関係で、かつ、選択の余地もない第三者提供の同意を得て、本当にそれが有効な同意であるのかといった問題が指摘されています⁴⁸。

(2) 匿名加工情報・仮名加工情報としてデータを利用する可能性

個人情報が特定の個人と結びつく情報であるのに対し、匿名加工情報は、一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを

³⁹ 個人情報保護法 2 条 1 項。

⁴⁰ 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいいます(個人情報保護法 2 条 5 項)。

⁴¹ 個人情報保護法 15 条 1 項、18 条 1 項。

⁴² 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又はこれに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの(但し、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除きます。)をいいます(個人情報保護法 2 条 4 項、個人情報保護法施行令 3 条)。

⁴³ 個人情報保護法 2 条 6 項。

⁴⁴ 個人情報保護法 23 条 1 項。

⁴⁵ 個人情報保護法 23 条 2 項、5 項。

⁴⁶ 個人情報保護法 2 条 7 項。

⁴⁷ 個人情報保護法 28 条以下。

⁴⁸ 板倉陽一郎「AI時代の個人情報保護」法の支配 197号 133頁。

います⁴⁹。匿名加工情報は、一定の手続を経ることで、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することができます⁵⁰。他方、2020年6月5日に可決・成立し、同月12日に公布された改正個人情報保護法によって導入される仮名加工情報は、一定の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます⁵¹。仮名加工情報は、匿名加工情報よりも簡易な加工方法が想定されており、また、事業者内部における分析行為に限定すること⁵²などを条件として、開示請求や利用停止請求などへの対応などの義務が緩和されています⁵³。

したがって、自社のデータをAI開発に利用する場合などの場面では、仮名加工情報の制度を利用することで、現行法における個人データや匿名加工情報に係る義務よりも負担が軽くなる可能性があり、仮名加工情報の制度を利用することも選択肢として考えられるため、今後の実務が注目されます。

3 プロファイリングの問題

プロファイリングとは、ネットショッピングなどの購買履歴などから個人の嗜好を推知するといった技術をいいます。

現行の個人情報保護法では、プロファイリングに関する直接の規定は設けられていません⁵⁴。もっとも、プロファイリングを行うために収集したデータが個人情報に該当する場合は個人情報保護法の適用が問題となりますし、プロファイリングによって要配慮個人情報⁵⁵を推知又は生成することの問題など、プロファイリングに固有の個人情報保護法に関する問題が議論されています⁵⁶。

また、プロファイリングの結果得られた情報が個人のプライバシーに属するものである場合、個人のプライバシー権又は自己情報コントロール権の侵害として捉えるべきであるかが問題となります⁵⁷。

したがって、プロファイリングを用いた事業を行う場合には、個人情報保護法上のリスクやプライバシー権侵害のリスクが生じないように、プロファイリングのために収集するデータがいかなるカテゴリーの情報となるのかを、慎重に検討する必要があります。

五 おわりに

以上で述べた通り、AIの開発にあたっては、知的財産法制・情報法制上、様々な点が問題となります。DX時代を迎えAIの利用と調和した法制度が求められる中で、AIに関連して知的財産法制や情報法制についても今後様々な新たな流れや議論が生まれていくと考えられますので、今後の法制度の動向や実務の運用に注目していく必要があります。

以上

⁴⁹ 2020年改正後の個人情報保護法2条11項。

⁵⁰ 個人情報保護法37条。

⁵¹ 2020年改正後の個人情報保護法2条9項。

⁵² 例えば、仮名加工情報については、個人データと同様、原則として、第三者への提供が禁止されます(2020年改正後の個人情報保護法35条の2第6項、35条の3第1項)。

⁵³ 河合優子「個人情報保護法改正法案の公表」[西村あさひ法律事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2020年3月24日号](#)3頁。

⁵⁴ 他方、EUの一般データ保護規則(GDPR)は、プロファイリングを「自然人と関連する一定の個人的側面を評価する(特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、位置又は移動に関する側面を分析し又は予測する)ために個人データを利用することにより行われる、あらゆる形式による個人データの自動処理」と定義し、プロファイリングに対して異議を述べる権利などを規定しています。

⁵⁵ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます(個人情報保護法2条3項、個人情報保護法施行令2条)。

⁵⁶ 議論の状況については、福岡編著・前掲注24)241頁以下参照。

⁵⁷ 山本龍彦編著『AIと憲法』(日本経済新聞出版社・2018年)91頁。



やじま まさこ
矢嶋 雅子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

m_yajima@jurists.co.jp

1994年弁護士登録、2001年ニューヨーク州弁護士。2007年慶應義塾大学大学院法務研究科教授。会社法・保険法・金融商品・知的財産権・プラント事故・労務・消費者契約等企業を当事者とする紛争解決一般を取り扱う。



むかい つばさ
向井 飛翔

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_mukai@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。2014年京都大学法学部卒業。2016年京都大学法科大学院修了。M&A、デジタルイノベーション/デジタルトランスフォーメーション、会社法・コーポレートガバナンスその他の一般企業法務に加え、金融商品取引法その他の金融規制対応、アセット・マネジメント、キャピタル・マーケットズ等を中心とするファイナンス関連業務も取り扱う。



なかた まりこ
中田 マリコ

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_nakata@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。2016年京都大学法学部卒業、2018年東京大学法科大学院中退。会社法・一般企業法務を中心に、国際案件、M&A、知的財産権、プロボノ活動等、幅広く取り組む。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020